みろくコスプレイベント実行委員会　　会則

（名称）

1.　　この会は、みろくコスプレイベント実行委員会（以下「本会」という）と称する。

（目的）

2.　　本会は、地域の特性を活かした魅力あるまちづくりをテーマとして、地域文化及び観光関連事業の振興に寄与することを目的とする。

（事業）

3.　　本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1.　地域の魅力を活かした観光・イベントの実施に関すること
2.　地域の観光資源の発掘、宣伝に関すること
3.　市が実施する観光行政への協力
4.　その他本会の目的を達成するために必要な事業

（委員）

4.　　本会の委員は、イベント・観光事業等に関連する機関・団体の役職員等のほか、第２条の目的に賛同する者によって組織する。

２　本会の委員は、１0人以内で組織する。

（役員）

5.　　本会に次の役員を置く。

（1）会長　　１名
（2）副会長　１名
（3）事務局　１名
（4）会計　　１名
（5）監査　　２名

２　役員は本会の委員で互選する。

３　会長は、本会を代表し、会務を総理する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある時は、その職務を代行する。

５　事務局は、本会の事務を処理する。

６　会計は、本会の予算に基づき会計事務を行う。

７　監事は、経理を監査する。

（役員の任期）

6.　　役員の任期は２年とし、再任を妨げない。

２　補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

３　役員は、任期満了後であっても、後任者が就任するまでなお職務を行うものとする。

（顧問）

第７条　会長は本会の承認を得て、本会に顧問若干名を置くことができる。

（事務局）

第８条　本会の事務を処理する為、事務局を置く。

（会議）

第９条　本会は、会長が招集し、その議長となる。

2　本会は、次の事項を審議、決定する。

1.　事業計画及び収支予算に関すること

2.　事業報告及び収支決算に関すること

3.　規約の変更に関すること

4.　その他重要事項に関すること

3　議決事項は、出席者の過半数をもって決定する。

4　会長が必要と認めたときは、関係者に本会への出席を求め、その意見が聞くことが
できる。

（事業年度）

第10条　本会の事業年度は、毎年４月１日～翌年３月31日までとする。

（会計）

第11条　本会の運営に関する費用は、補助金、その他の収益をもって充てる。

（剰余金）

第12条　事業年度の決算において、剰余金が生じたときは、翌年度に繰り越しするものとする。

（補足）

第13条　この会則に定めるもののほか、本会の事業の運営上必要な事項は、本会の承認を得て、会長が別に定める。

附則

この会則は、令和7年9月14日から施行する。